



四国税理士会報

第438号
2022.8.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 秋山 千枝
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



「鳴門市 宇佐八幡神社の花手水」

撮影者 徳島支部 岩佐 誠志

主な記事

部・委員会だより ～広報部～



部・委員会だより**税理士会広報キャラクター「にちぜいくん」
ぬいぐるみについて****広報部**

平素より、広報部の活動にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）より本会へ税理士会広報キャラクター「にちぜいくん」（以下「にちぜいくん」という。）ぬいぐるみの送付がありましたので、各県連用に2体、各支部用に1体分を各県連事務局にお送りしました。

無料相談やイベント等での対外広報活動に「にちぜいくん」の積極的な活用をお願いいたします。

● 「にちぜいくん」の概要

「にちぜいくん」は、日税連正副会長会の決定を受け、10年間の商標登録を行っている。その後、正副会長会で「にちぜいくん」の使用要領を決定し、各税理士会・支部等においては同使用要領に基づき、各種広報に利用している。

**● ぬいぐるみ作製の理由・用途****・理由**

以下の理由から、ぬいぐるみを利用して、にちぜいくんの一層の普及定着を図る。

- ① にちぜいくん＝税理士・税理士会というイメージを定着させ、税理士会の更なる認知度アップを狙う。
- ② 堅いイメージを持たれがちな税理士・税理士会に親近感を持ってもらう。
- ③ ヴィジュアル面での他士業との差別化を図る。
- ④ 広報キャラクターを用いることにより税理士会をブランディングする（「税理士会」という単語のみではブランディングが難しい。）。
- ⑤ 広報キャラクターは、今後主流となると思われるSNS広告に登場させやすい。一方で、にちぜいくんの2次元画像の利用には契約上一定の制約があることから、ぬいぐるみはこういったSNS広告においても活用が期待される。
- ⑥ 長期的な視点に立つと一度広報キャラクターイメージが定着すれば、コスト面でも有益である。
- ⑦ 税理士会・支部にも広報キャラクターとしての認識と周知に係る意識の一層の徹底を図る。

・用途

各税理士会・支部における無料相談会場やその他イベント等での設置、広報用媒体（動画、テレビ取材、その他広告媒体等）での利用等、会務関連行事での利用を前提とする。これらにおけるぬいぐるみの露出を通して、にちぜいくんの普及定着を狙う。租税教育の場などにも利用していただく。

税の広場

記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応策

■ 所得税及び法人税の税務調査において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者などへの対応策として、必要経費不算入・損金不算入の措置を講じます。

事実の仮装・隠蔽がある又は無申告の年分（事業年度）において、確定申告における所得金額の計算の基礎とされなかった間接経費の額（原価の額（資産の販売・譲渡に直接要するものを除く。）、費用の額及び損失の額）は、次の場合を除き、必要経費（損金の額）に算入しない。

- ① 間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合
（災害等により保存することができなかつたことを納税者が証明した場合を含む。）
- ② 帳簿書類等により取引の相手先が明らかである・取引が行われたことが推測される場合であつて、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合



※ 納税者が個人の場合は、令和5年分以後の所得税について適用し、納税者が法人の場合は、令和5年1月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

■ 記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保し、帳簿の不保存や記載不備を未然に抑止するため、過少申告加算税・無申告加算税の加重措置を講じます。

所得税、法人税及び消費税の税務調査において、帳簿（対象範囲：一定の売上に係る帳簿）の提出の求めがあつた場合において、次のいずれかに該当するときは、通常課される過少申告加算税・無申告加算税の割合に、10%加重（下記②については、5%加重）する。

- ① 不記帳・不保存であつた場合（提出をしなかつた場合）
- ② 提出された帳簿について、収入金額の記載が不十分である場合（記載が著しく不十分である場合は①と同じ）

※ 納税者の責めに帰すべき事由がない場合（災害等の場合）は上記の措置は適用しない。

	②記載不備 (帳簿の保存(提出)あり)		①不記帳・不保存 (不提示・不提出)
	年間の所得計算をするには不十分	記載不備の程度が著しい ↓ ①と同視する	
加算税の加重割合	加重なし	5%	10%
収入金額の記載基準	記載された収入が 3分の2未満	記載された収入が 2分の1未満	収入全て不記載 (帳簿なし)

※ 収入金額は営業収入を使用。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

引用：財務省ホームページ 令和4年度税制改正

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei22_pdf/zeisei22_all.pdf)

四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品 報酬口座振替システム

ご利用料金	
項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい
インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSS より朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中」or「新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け 口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金	
請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例 (別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。

制度運営者
四国税理士共済会
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先
【委託先会社】
大同生命グループ
NSS 日本システム収納株式会社
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル
0120-700-676
フリーダイヤル (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納